

第4章

都立学校における健康教育の推進

	【東京都教育委員会の取組】	【都立学校の取組】
1 実践力をはぐくむ健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健学習の研修の充実 (2) 健康教育推進委員会の設置(新) (3) 健康教育指導資料集の作成(新) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 介體体験学習の実施 (2) 動物とのふれあい学習の実施 (3) 心と体の健康づくりに関する保健学習の充実 (4) 指導資料集等を活用した健康教育の充実(新) (5) キャリア教育と一体となった健康観の育成(新)
2 性教育・エイズ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) エイズ理解・HIV感染予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成 (2) 性教育の手引の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学習指導要領及び児童・生徒の発達段階に即した性教育の充実 (2) エイズ理解・HIV感染予防に関する指導の充実 (3) 保護者への理解の推進
3 運動・体力づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 運動部活動指導者講習会の実施 (2) 体力向上に関する指導資料の作成(新) (3) 子どもの体力向上のための指導者養成研修の実施(新) (4) 体力チェックホームページの開設(新) (5) 地域スポーツクラブの育成及び学校運動部活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童・生徒の体力テスト調査の実施 (2) 運動部活動推進重点校の取組 (3) 指導資料や指導者養成研修を生かした体力づくりの充実
4 食に関する指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食に関する指導資料集の作成(新) (2) 食に関する指導研修会の実施(新) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食生活実態調査の実施(新) (2) 食に関する指導の校内組織の確立(新) (3) 学校栄養職員を活用したチーム・ティーチングの推進 (4) 保護者への理解の推進
5 歯・口の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 啓発・指導資料の作成 (2) 歯・口の健康づくり研修会の実施 (3) 摂食指導研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 歯・口の健康づくり推進校の取組 (2) 歯科衛生士による歯科保健指導の実施
6 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 喫煙防止リーフレットのホームページへの掲載(新) (2) 薬物乱用防止教育支援体制の整備(新) (3) 薬物乱用防止教室等実施状況調査の実施 (4) 青少年健康危険行動調査の実施(新) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外部講師を活用した薬物乱用防止教室の実施 (2) 審視庁と連携したセーフティ教室の実施(新) (3) 都立学校敷地内全面禁煙の実施(新) (4) 警察と学校との相互連絡制度の活用 (5) 保護者への理解の推進
7 安全・事故防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通安全教育指導事例集の作成 (2) 交通安全事故防止のためのパンフレットの作成 (3) 交通安全教育研究協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察と連携した交通安全教育の実施 (2) 消防と連携した安全教育の実施 (3) 生徒に対する心肺蘇生法実技講習会の実施
8 子育て理解教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て理解教育検討委員会の設置(新) (2) 子育て理解教育の手引・事例集の作成(新) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て理解教育の推進(新) (2) 保育体験学習の推進

第4章 都立学校における健康教育の推進

1 実践力をはぐくむ健康教育の推進

【東京都教育委員会の取組】

【都立学校の取組】

<p>1 実践力をはぐくむ健康教育の推進</p>	<p>(1) 保健学習の研修の充実 (2) 健康教育推進委員会の設置(新) (3) 健康教育指導資料集の作成(新)</p>	<p>(1) 介護体験学習の実施 (2) 動物とのふれあい学習の実施 (3) 心と体の健康づくりに関する保健学習の充実 (4) 指導資料集等を活用した健康教育の充実(新) (5) キャリア教育と一体となった健康観の育成(新)</p>
--------------------------	---	--

【現状と課題】

現行の学習指導要領では、心の健康問題をはじめ、薬物乱用や生活習慣病の兆候、性に関する問題等児童・生徒をめぐる健康課題に対応するために、学校における健康教育がさらに重要視されるようになった。

健康に関する自己管理能力、多くの健康情報から正しい情報を得るための情報選択能力及び課題解決能力を育てる健康教育及び健康観の育成が求められている。

【取組の方向性】

児童・生徒における心と体の健康づくりのため、各教科を関連させた年間指導計画を作成し、体験型・参加型の健康教育を推進していく。

また、将来の目標を目指すときに、自分や自分の生き方を大切にしようとする気持ちが芽生えるとともに、自らの健康を大切にしようとする意識がはぐくまれる。このように、キャリア教育²¹と一体となった健康観の育成を通して、生徒一人一人が自分の健康を大切にしたい意欲や態度を育成することも重要である。

【東京都教育委員会の取組】

(1) 保健学習の研修の充実

東京都教職員研修センターにおいて、体験型・参加型の保健学習及び実践力をは

²¹ キャリア教育

各学校段階の児童生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識、技能、態度、価値観などを学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとする教育。

ぐくむ保健学習についての研修を充実していく。

(2) 健康教育推進委員会の設置(新規)

東京都における健康教育推進の課題を踏まえ、課題の解決に向けた指導資料を作成し健康教育の充実を図っていくために、健康教育推進委員会を設置する。同委員会の委員は、各学校における健康教育の推進の核となる教諭や養護教諭等をもって構成する。

(3) 健康教育指導資料集の作成(新規)

健康教育推進委員会において、各学校で活用しやすい健康教育の指導資料を作成していく。

【都立学校の取組】

(1) 介護体験学習の実施

福祉施設等で高齢者や障害者の介護体験等を行うことにより、心と体に対する大切さを実感し、家族の健康に関心をもったり、生涯を通じた健康づくりの重要性について学ぶことにつなげていく。

(2) 動物とのふれあい学習の実施

動物とのふれあい体験を通じて、命を大切にする心の育成を行うとともに、動物をかわいがることにより、人に対する思いやりなど心の健康教育につなげていく。

(3) 心と体の健康づくりに関する保健学習の充実

健康教育推進委員会によって作成された健康教育にかかわる具体的かつ実践的な教師用指導資料を活用し、各学校における保健学習の工夫改善を進めるとともに、教員の資質向上を図る。

(4) 指導資料集等を活用した健康教育の充実(新規)

健康教育推進委員会が作成した指導資料等を活用した校内研修会等を通して、教員の資質向上と授業改善等を推進し健康教育の充実を図っていく。

(5) キャリア教育と一体となった健康観の育成(新規)

自分の将来の生き方を考えたり、将来の夢を実現したりするためには、生涯を通じた健康づくりを理解し、今、自分にとって何が必要であるかを考える力を育成することが大切である。キャリア教育と一体となった健康教育を推進することで、自

分の将来にわたる健康観の育成を図っていく。

【関係部局等の取組】

(1) 青少年をめぐる環境の総合的な調査分析(青少年育成総合対策推進本部)(新規)

法・条例と青少年の規範意識や幼児・青少年の問題行動等についての心理学的研究、また、ひきこもり、フリーターや非行等青少年に関する社会学的な研究等について、首都大学東京と連携して研究していく。

(2) 一日看護体験学習の実施(福祉保健局)

高校生を対象に、都内の医療機関等において看護に関する体験学習を夏季休業中に行うことにより看護への理解と関心を深めていく。

また、高校卒業時の進路決定時の参考とすることにより看護職員教育機関への進学等職業選択の一助としていく。

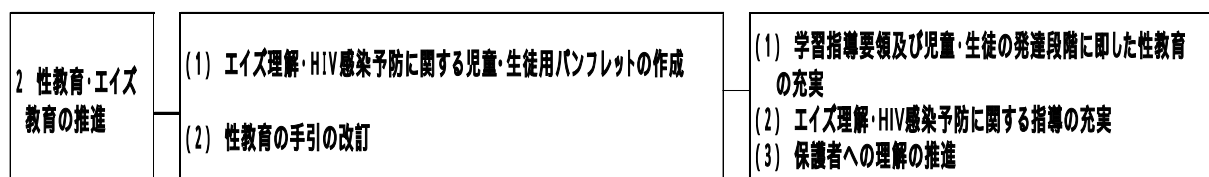
重点プラン 8 実践力をはぐくむ健康教育の推進

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
健康教育推進委員会の設置		設 置	→	
健康教育指導資料集の作成		作成・配布	→	

2 性教育・エイズ教育の推進

【東京都教育委員会の取組】

【都立学校の取組】



【現状と課題】

< 現 状 >

日本において、昭和 40 年代の後半から「性教育」という言葉が一般的に用いられるようになったが、男女の身体的、生理的な部分に関する教育や性の問題行動の防止を目的とした狭い概念で性教育をとらえているものが少なくなかった。それを踏まえ、

文部省では、昭和 61 年 3 月に「生徒指導における性に関する指導 - 中学校・高等学校編」を作成し、「学校は全ての生徒に対して人間の性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、人間尊重、男女平等の精神に基づき、男女の人間関係や現在及び将来の生活における性にかかわる諸問題に対して、適切な意志決定や行動の選択ができるよう性に関する指導を充実することが必要である。」と示した。

しかし、性情報の氾濫^{はんらん}、無防備な性行動や性に関する様々な問題が発生するなど、生徒を取り巻く環境は大きく変化している。

このため、「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」(平成 9 年 9 月 22 日)保健体育審議会の答申において性教育に触れ、性の逸脱行動に対する性教育の一層の充実が図られるための施策を推進するよう求めている。

また、文部科学省は平成 11 年 3 月に「学校における性教育の考え方、進め方」を刊行し、各学校に配布した。

エイズ教育については、昭和 62 年の「エイズ問題総合対策大綱」を受け、文部省が昭和 62 年 2 月に「エイズ予防に関する知識の普及について」の通知を出し、エイズ予防について適切な教育が行われるよう各教育委員会に指導してきた。エイズ教育の推進に当たっては、「みんなで生きるために - エイズ教育参考資料」の作成やエイズ教育情報ネットワークを通じたエイズ教育情報の提供、研修会の開催やエイズシンポジウムの開催など教職員の資質向上のための研修の実施、指定地域等の実践を通じての指導方法の研究と普及などの施策が進められている。

< 課 題 >

指導の在り方や手引などを活用し、教育の機会が拡大し、性教育・エイズ教育にかかわる内容は充実されてきているが、依然として児童・生徒の性に関する様々な問題が発生している。

【取組の方向性】

性教育やエイズ教育についての考え方を十分理解し、教職員の共通理解のもと、家庭・地域と連携を図りながら、適正な性教育を実施していく。

【東京都教育委員会の取組】

(1) エイズ理解・HIV 感染予防に関する児童・生徒用パンフレットの作成

HIV 感染経路や予防方法などを正しく理解し、それに基づき、適切に意志決定できるなど HIV 感染を予防する力を身に付けるためのパンフレットを作成し、児童・生徒に配布することにより、普及啓発を図っていく。

(2) 性教育の手引の改訂

平成 14 年度から全面実施された小学校・中学校の現行の学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、平成 16 年 3 月に小学校編と中学校編の改訂を行った。平成 16 年度は高等学校編と盲・ろう・養護学校編の改訂を行い、各学校に配布し周知していく。

【都立学校の取組】

(1) 学習指導要領及び児童・生徒の発達段階に即した性教育の充実

当面する課題等を把握した上で、学習指導要領に基づき、児童・生徒の発達段階を踏まえた性教育を実施する。

また、教員が改訂された性教育の手引に示されている性教育についての考え方や実践例を十分に理解し、適正な性教育を実施していく。

(2) エイズ理解・HIV 感染予防に関する指導の充実

人権尊重の精神に基づき、エイズの疾病概念、感染経路及び予防方法を児童・生徒に正しく理解させ、HIV 感染を予防する力を育てるとともに、感染者に対する偏見や差別意識の解消を図っていく。

(3) 保護者への理解の推進

保護者に対して適宜、学校での考え方や取組の状況を伝えるとともに、保護者からの要望を把握し、学校における取組に関して保護者の理解と協力を得ていく。

【関係部局等の取組】

(1) エイズ・ピア・エデュケーション事業の実施（福祉保健局）

専門トレーニングを受けた若者を中心に、若年層における同年代の仲間同士（ピア）と一緒にエイズ予防や偏見・差別をなくすための活動を行うことにより、エイズに関する正しい知識、命の尊さや共に生きる大切さを普及啓発する事業を実施し

ていく。

参考事例

<保健所と連携したエイズ予防教室の取組（都立練馬工業高等学校）>

卒業を控えた3年生を対象に、練馬区保健所と連携しエイズ予防教室を実施している。エイズを含む性感染症予防やエイズ感染者への人権教育についての話をしている。

講話を受けている生徒の様子は、最初はあまり聞く態度ではなかったが、講話が進むにつれ、次第に生徒たちは真剣に考えるようになってきた。生徒たちにとって印象に残る講話であったに違いないと思っている。

<外部講師による性教育の取組（都立石神井高等学校）>

高校生の性意識と性行動というテーマで、2年生全員を対象に、産婦人科医による講話を実施した。高校生の性に関する相談事例、統計資料、診断・治療、疾患等について、映像を活用しながら説明を行った。

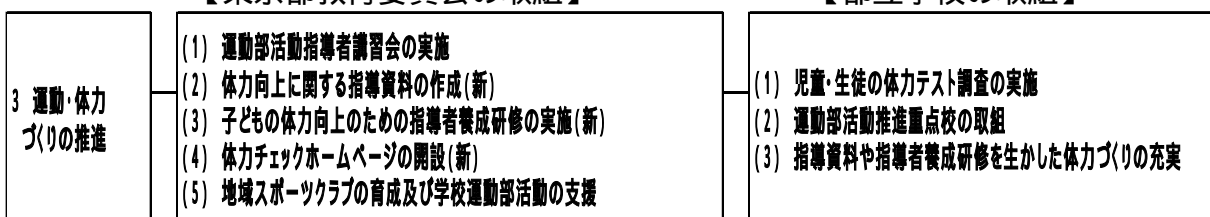
また、日本助産師会、思春期相談員4名による性の健康講座として、グループディスカッション方式を取り入れ事前アンケートに基づき、妊娠・避妊・性感染症に関する誤った認識について解説をした。

受講後、講師の所へ質問に来る生徒や、連絡先を確認に来る生徒がみられた。また、生徒たちからは、「自分の知識が間違っていたみたい」「必要なときには相談しやすくなった」「危険がいっぱいだった」と等の感想が寄せられた。

3 運動・体力づくりの推進

【東京都教育委員会の取組】

【都立学校の取組】

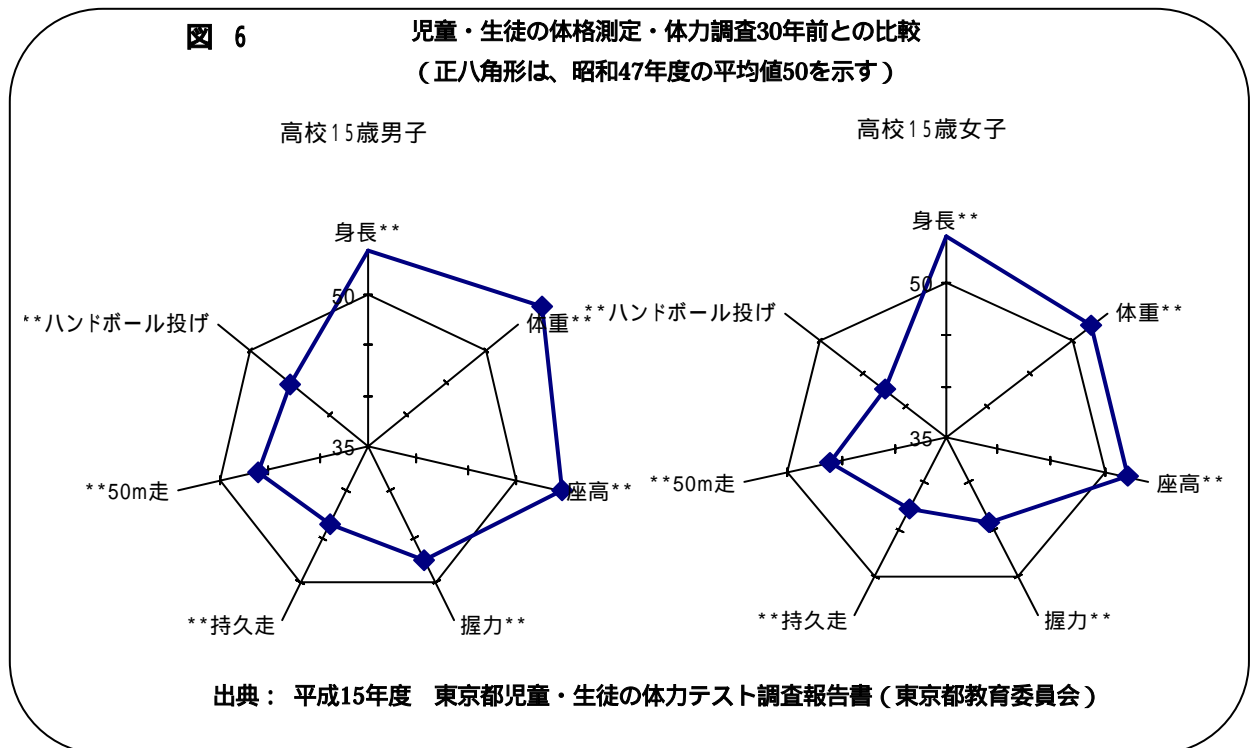


【現状と課題】

<現 状>

社会環境や生活様式の変化などにより、児童・生徒の体力は低下傾向にあり、体だけでなく心への影響も懸念され、我が国の将来に対する危機感が高まっている。

平成 15 年度に東京都が 6 歳から 17 歳の児童・生徒を対象に行った「体力テスト調査」の結果を 30 年前（昭和 47 年度）の東京都平均値と比較すると、高校生では、体格はすべての調査項目で上回っているが、一方、体力は全般的に下回っている（図 6）。



< 課 題 >

体力低下の主な要因としては、児童・生徒の運動、遊び、スポーツの機会が減少していること、運動を積極的に行う児童・生徒と、消極的な児童・生徒に二極化傾向が続いていること、加えて、生活の利便性により体力の必要感や体力低下に対する実感が希薄化していることが指摘できる。

子どもの体力向上を図ることは、成長・発達に必要な基礎体力を高めることはもとより、健康に生活する（生活習慣病につながる要因値の低下等を図る。）ために不可欠なものである。

また、子どもの体力向上は、たくましく生きるための基盤であり、豊かなスポーツライフの実現を図る鍵でもある。

各学校には、児童・生徒が主体的かつ継続的に体力づくりに取り組む資質や能力を培うことを目指し、運動に親しみながら体力づくりに取り組むことができる授業改善や環境づくりが求められている。

さらに、体育での授業はもちろんのこと、学校の教育活動全体を通じて、体育・健

康に関する指導の充実を図り、日常生活における自発的・自主的な体育活動の実践を促すとともに、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎となる知識・理解や思考力、判断力、実践力などを育成する必要がある。

【取組の方向性】

東京都教育委員会教育目標²²、東京スポーツビジョン²³などに基づき、児童・生徒の「生きる力²⁴」の基盤である「たくましく生きるための健康や体力」をはぐくむ教育を推進していく。

また、主体的かつ継続的に体力づくりに取り組む児童・生徒を育成するため、学校、家庭、地域が連携した体力づくり推進事業を展開し、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成を図っていく。

さらに、地域の中に日常的なスポーツの場として、子どもや高齢者、障害者なども含めてすべての都民が参加できる「地域スポーツクラブ²⁵」を育成していく。

【東京都教育委員会の取組】

(1) 運動部活動指導者講習会の実施

運動部活動の推進・充実を図るために、小中学校及び高等学校の教諭に対して、運動部活動指導者講習会を実施し、運動部顧問の役割についての正しい理解の促進、

²² 東京都教育委員会教育目標

東京都教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携し行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

²³ 東京スポーツビジョン

東京都のスポーツ振興を総合的かつ計画的に推進するための基本計画で、その基本理念を「生涯スポーツ社会の実現」とし、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味等に応じてスポーツを楽しむことができる社会を築くことを目指す。(平成14年7月策定)

²⁴ 生きる力

平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」では、「我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようとして、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。」と定義しており、本編でも「生きる力」を同様に考えている。

²⁵ 地域スポーツクラブ

日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブである。

望ましい指導法や技術指導の向上等を図っていく。

(2) 体力向上に関する指導資料の作成(新規)

体力の向上に関する具体的かつ実践的な教員用指導資料を作成・配布し、各学校における授業改善及び指導推進に役立てるとともに、指導者の資質向上を図っていく。

(3) 子どもの体力向上のための指導者養成研修の実施(新規)

子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修(学校体育指導者中央講習会:独立行政法人教員研修センター実施)に東京都教育委員会から派遣され、受講した教員が講師となり、小学校、中学校、高等学校及び盲・ろう・養護学校の教員を対象に、児童・生徒が自ら積極的に運動に親しみ、体力を高めるための学習指導等、先進的かつ必要な知識や指導方法等についての伝達講習会を実施していく。

(4) 体力チェックホームページの開設(新規)

児童・生徒が、自分の体力テストの結果を入力することにより、瞬時に自分の体力テストの結果や全国・東京都の平均との違いが分かる体力テストセルフ・チェックを、東京都教育委員会のホームページ上に開設し、活用を図っていく。

(5) 地域スポーツクラブの育成及び学校運動部活動の支援

各地区における地域スポーツクラブの設立や活動については、(財)東京都生涯学習文化財団と連携して指導者養成や研修事業等を行い支援していく。

また、学校運動部活動における指導者不足の解消や技術指導力の確保については、地域スポーツクラブの人材活用の仕組みづくりを(財)東京都生涯学習文化財団と連携してすすめており、運動部活動の支援につながるスポーツ振興事業についても、(財)東京都生涯学習文化財団と共催で実施していく。

【都立学校の取組】

(1) 児童・生徒の体力テスト調査の実施

児童・生徒の体力テストを実施し、体格及び体力の現状を明らかにし、学校体育や体育行政の施策を進めるうえでの基礎資料を得るとともに、学校においては児童・生徒の健康・体力づくりの指導に役立てていく。

(2) 運動部活動推進重点校の取組

運動部活動推進重点校の指定を受け、運動部活動の一層の推進を図っていく。

(3) 指導資料や指導者養成研修を生かした体力づくりの充実

体力向上に関する指導資料や子どもの体力向上のための指導者養成研修等を生かし、体育・保健体育科の授業改善及び教育活動全体を通じての体育・健康に関する指導の充実を図っていく。

【関係部局等の取組】

(1) 学校運動部活動等への指導者派遣（(財)東京都生涯学習文化財団）

(財)東京都生涯学習文化財団のリーダーバンクに登録している人材や関係競技団体とタイアップした人材の活用による運動部活動へのスポーツ指導者派遣事業を行っていく。

(2) 武道系部活動合同稽古会（(財)東京都生涯学習文化財団）

運動部活動（高等学校剣道）の活性化のため、高等学校体育連盟剣道部会の協力を得て、東京武道館を会場に、都内全域の高等学校生が参加する事業を行っていく。

(3) 障害者スポーツクリニック（(財)東京都生涯学習文化財団）

知的障害者で愛の手帳を持つ20歳未満の方を対象に、元Jリーガー選手等からサッカーの基本技術の指導を受ける事業を、駒沢オリンピック運動場で行っていく。

重点プラン9 運動・体力づくりの推進

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
体力向上に関する指導資料の作成	作成・配布			
子どもの体力向上のための指導者養成研修の実施		研修の実施		

参考事例

生徒が自己の能力や資質等に応じて実践できる運動・体力づくりの取組（都立昭和高等学校）

- 平成 16 年度全国学校体育研究優良校表彰 優良校 -

都立昭和高等学校では、体育の目標である「各種の運動の合理的な実践を通じて、運動技能を高め、運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるようにする」を達成させるために、生徒が自己の能力や資質等に応じて、運動の特性を理解して実践できる授業を展開した。実践した授業は 1 年次は男女共習で、柔道、剣道、ダンスから 1 つを選択し、2 年次まで継続する。1 年次女子のテニスは、体育の教諭 2 名によるチーム・ティーチングを行い、状況に応じて習熟度授業を行う。2 年次の 1 単位授業は、男女共習でバレーボール、男女別習で男子が陸上競技、女子がテニスを行う。3 年次の 2 単位授業は 3 種目の選択制授業とする。3 年次の 1 単位授業は、男女共習でバスケットボール、男女別習で男子がサッカー、女子がテニスを行う。6 月中旬から 9 月中旬までは水泳を行い、3 学期は持久走を行う。

このようにいろいろな種目と多様な形態の授業を体験させた結果、授業への出席率が向上し、遅刻や異装での参加が大幅に減少し、活発で自主的な活動となり、運動の楽しさを体得して、生涯体育の基礎が培われた。

また、平成 13 年度から新体力テストを実施してきた。生徒全員の総合得点の偏差値を求めると、入学時は、毎年平均値を下回っているが、学年進行と共に大幅な上昇が見られた。

4 食に関する指導の推進

【東京都教育委員会の取組】

【都立学校の取組】

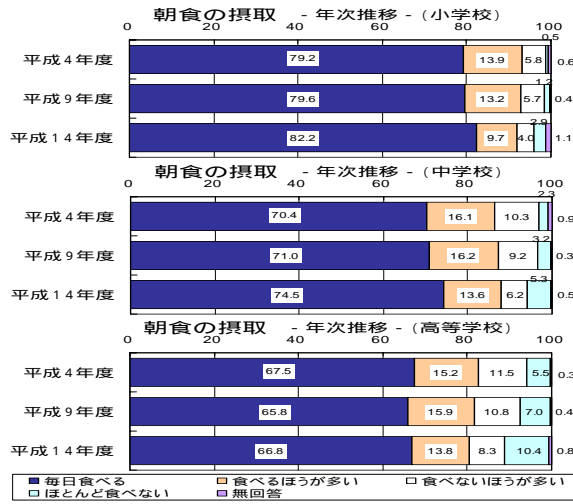
4 食に関する指導の推進	(1) 食に関する指導資料集の作成(新) (2) 食に関する指導研修会の実施(新)	(1) 食生活実態調査の実施(新) (2) 食に関する指導の校内組織の確立(新) (3) 学校栄養職員を活用したチーム・ティーチングの推進 (4) 保護者への理解の推進
--------------	--	---

【現状と課題】

< 現 状 >

児童・生徒の食生活の現状をみると、朝食の摂取状況は学年が進むにつれ、欠食率が増加している（図 7）。

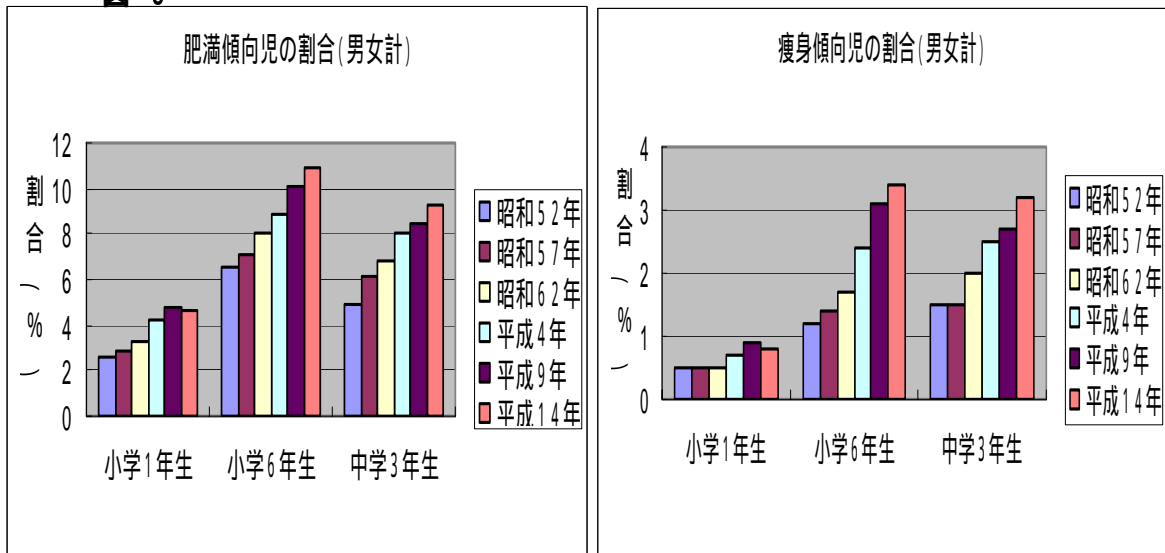
図 7



出典:「児童・生徒の健康に関するアンケート調査
報告書」(平成14年度東京都教育委員会)

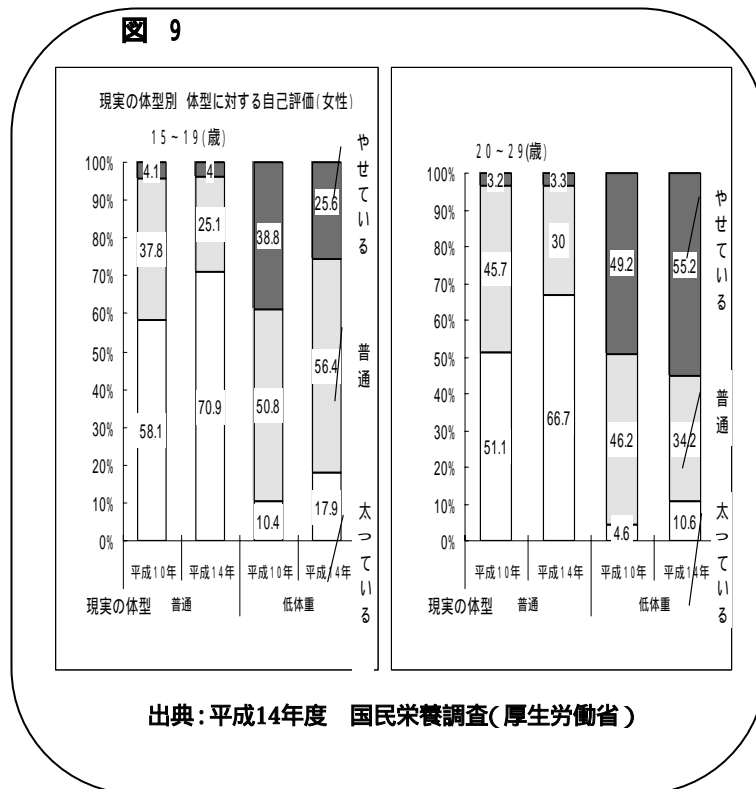
全国の学校保健統計調査を見ると、肥満傾向児や^{そう}痩身傾向児の割合が増加してきている(図8)。

図 8



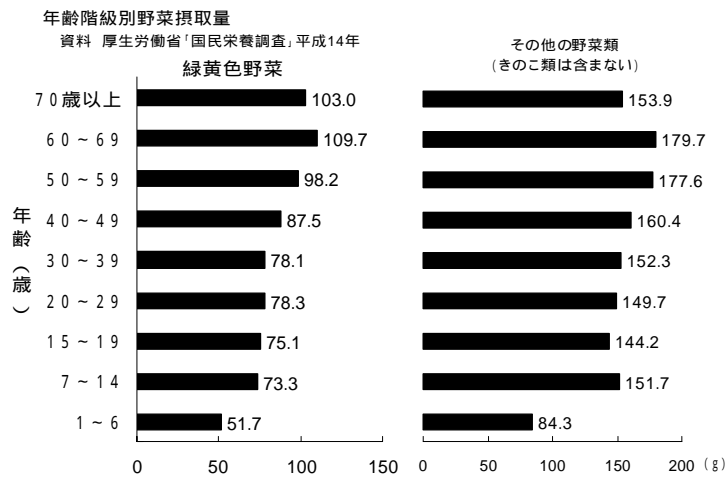
痩身傾向児とは、性別年齢別に身長別平均体重を

また、普通にもかかわらず自分が太っていると自己評価している女性が、15～19歳で70.9%、20～29歳で66.7%となっている（図9）。このように、自分の適正体重の知識が不足し、肥満や^{そう}痩身の人が増加している傾向にある。



食品の摂取状況を見ると、野菜類は1日350g(15歳以上)を摂取目標にしているが、全年齢層で不足している。特に15～19歳の平均摂取状況は緑黄野菜75.1g、その他の野菜類(きのこを含む)は144.2gであり、充足率が62.7%であった(図10)。

図 10



出典：平成14年度 国民栄養調査（厚生労働省）

< 課 題 >

児童・生徒が望ましい食生活習慣を身に付けることは、心と体の調和のとれた発達、社会生活に適応し豊かな人生を送るための「生きる力」をはぐくむ基礎となる。

高校生までは基本的な生活習慣が形成される時期であり、身体の発育を促すだけではなく、心の発達や社会性、自己管理能力の育成などを図るため、生涯にわたる健康の基礎としての望ましい食生活習慣を確立する必要がある。

【取組の方向性】

健康的な生活を送る基盤づくりとして、食品や栄養成分に関する知識を持ち、多様な生活の中でもバランスのとれた食事が実践できるように食に関する自己管理能力の育成とともに、朝食を毎日食べるなど望ましい食習慣の形成を促すため、学校、家庭、地域が連携して、次代を担う子どもの食環境の改善に努めていく。

【東京都教育委員会の取組】

(1) 食に関する指導資料集の作成（新規）

各学校が年間指導計画を作成し、家庭科などの関連教科や特別活動（学級活動・ホームルーム）の中で、食に関する指導を実施できるよう「食に関する指導資料集」を作成し、説明会を行うことにより各学校での活用を図っていく。

(2) 食に関する指導研修会の実施（新規）

都立学校栄養職員専門研修において、研修受講対象者を保健主任などにも拡大し、最新情報の伝達すること及び職場で食に関する指導の実践力を培うことを目的とした研修会を実施していく。

【都立学校の取組】

(1) 食生活実態調査の実施（新規）

各学校において食に関する指導を実施するに当たって、「新学校給食の事務の手引」の中にある食生活状況調査票を活用して、児童・生徒の食生活の実態を把握し、その中から課題に対する目標を定めていく。

(2) 食に関する指導の校内組織の確立（新規）

食に関する指導を定着させるには、学校保健計画の中で食に関する指導目標に沿って、年間指導計画を作成し、校長、副校長、各関連教科の教員及び養護教諭、学校栄養職員等による校内組織の確立を図っていく。

(3) 学校栄養職員を活用したチーム・ティーチングの推進

現在、定時制高等学校の学校給食調理校と盲・ろう・養護学校に配置されている学校栄養職員を活用し、家庭科教諭等とチーム・ティーチングを行い、食に関する指導を推進していく。

(4) 保護者への理解の推進

望ましい食生活は家庭での取組が中心となるため、保護者に対し食に関する情報を積極的に提供し、理解を求めていく。

【関係部局等の取組】

(1) 企業等に所属するスポーツ選手専属栄養士による栄養サポートの推進

((財)東京都生涯学習文化財団)

スポーツ活動時のスポーツパフォーマンス²⁶向上と体づくりについて、学校、PTA、地域スポーツクラブ及び企業の協力により、スポーツ選手専属栄養士を段階

²⁶ スポーツパフォーマンス
当該種目における体力・技術力を含む総合的な能力のこと。

的に都立の高等学校及び盲・ろう・養護学校並びに地域スポーツクラブに派遣して、食の指導を行わせ、児童・生徒一人一人が食に関する自己管理能力を身に付けるとともに、保護者が食に関する理解を深めていけるようにする。

重点プラン 10 食に関する指導の推進

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
食に関する指導研修会の実施	食に関する指導資料集の作成、説明会の開催	研修会の実施 学校での取組	→	
食生活実態調査の実施	調査票の作成、説明会の開催	実 施	→	

参考事例

< 学校栄養職員との食に関する効果的な保健学習の取組（都立大学附属高等学校定時制） >

本校の約半数以上の生徒はアルバイトをしており、その職種もさまざまである。

アルバイトをしている生徒の中には、朝 7 時前に自宅を出て、夕方 4 時過ぎに仕事を終え、学校に直行するといった生徒も少なくない。そのため、食生活はほとんどが外食や市販の食品しか食べない傾向にある。また、アルバイトをしない生徒も昼夜逆転の生活をしていることが多く、午前 5 時頃に就寝し、昼過ぎに起床するといった生活を送っていて、不規則な食生活をしている。

以上のような現状であるため、教師も学校栄養職員も食に関する指導を日々の給食時にしているもの、給食の残菜調査や食堂での給食風景から見て、特に危惧することは生徒の野菜の摂取不足である。

そこで、明らかに野菜不足の食生活を送っている生徒に野菜の摂取がどれほど活力ある生活を送るために、また、生活習慣病を予防するために必要なのかを理解させるために、保健の授業において保健体育の教員と学校栄養職員によるチーム・ティーチングによる食に関する授業を実施し、その授業の評価をその後に実施予定の「バイキング給食」で行った。

その結果、生徒は野菜を意識して摂取したり、野菜について見直したといった感想が多くあり、学習内容を工夫した 1 時間の保健学習で効果があった。

< 学校栄養職員と教職員が連携協力して行う食に関する指導の取組（都立農産高等学校定時制） >

- 平成 16 年度 学校給食文部科学大臣表彰受賞校 -

働きながら学ぶ生徒や不規則な生活に陥りがちな生徒など多様な生徒が在籍している中、給食を通して身体の健全な発達や望ましい食習慣の形成を図っている。

給食時間は授業の合間ということもあって、喫食率も高い。食堂に生徒と教職員が一齐に集まり談笑しながら食事をしているため、なごやかで明るい雰囲気を感じる。

食堂には生徒が作ったフラワーアレンジメントが飾られ、実習で作ったデザートメニューが提供されるなど、学校給食を生徒にとってより身近なものとする工夫もなされている。

生徒たちの授業科目には、園芸や食品製造があることから、味噌や米・野菜・パン・ヨーグルト等も授業の一環として作るため、食についての関心は高く、また、一緒に作業をするということから教職員との連携も深い。

このように「食」のあふれる環境の中で、学校栄養職員と教諭が連携協力し、「食に関する指導」が行われ、生徒はさらに「食」に関する関心を高めている。

特に、科目保健と特別活動・ホームルームを関連させた授業の中で、学校栄養職員が実施しているチーム・ティーチングによる食に関する指導は「コンビニの上手な活用法」や「給食の献立を通して自分の食事管理をして健康な楽しい毎日を送ろう」として、主食・主菜・副菜・デザートからできている毎日の給食から食事の正しい形を学ぶなど、生徒にとっても興味のあるわかりやすい内容の授業であるため、他の学校の栄養職員にも模範となっている。

< 知的養護学校における食に関する指導の取組（都立小岩養護学校） >

重度の知的障害があり、また自閉症児が5割をしめる本校では、偏食や少食、食物アレルギー、過食や早食い、丸のみこみなど、食に関する様々な課題がある児童・生徒が多い。入学当初は給食がほとんど食べられなかった児童・生徒が、保護者との親子給食で、学校の食事指導の様子を見てもらいながら、家庭での食事の様子を担当が聞く機会をもったり、保護者が給食を試食し、学校栄養職員の話聞いて、学校給食への理解を深めたり、食事の在り方や大切さを知ってもらう機会をつくったりしている。こうした家庭と連携した取組のなかで、少しずつ食べられる物が増えたり、上手に食べられるようになっていたりしている。

5 歯・口の健康づくりの推進

【東京都教育委員会の取組】

【都立学校の取組】

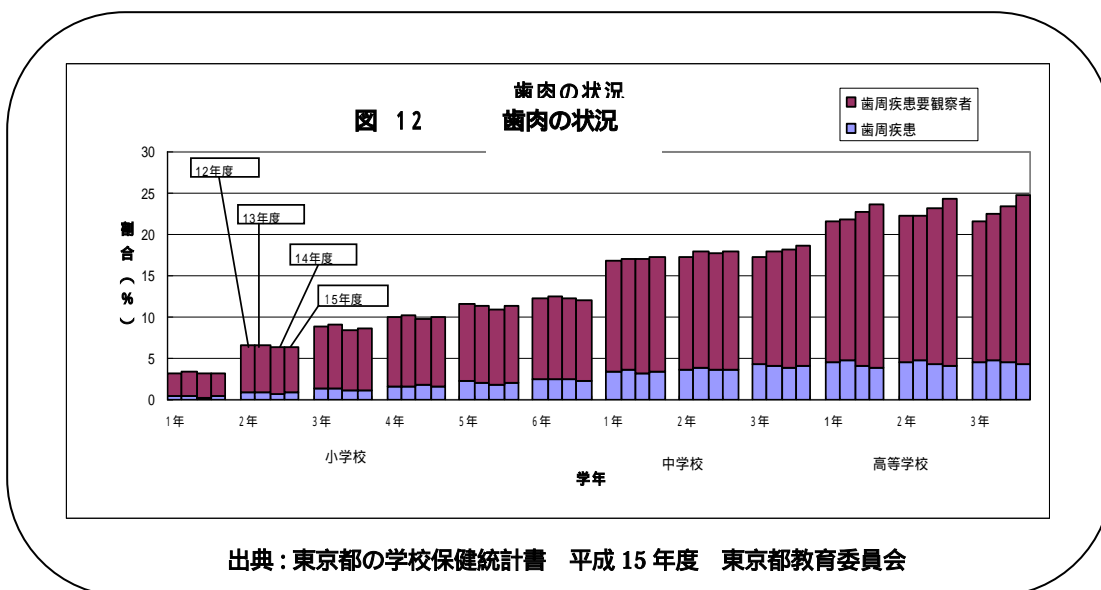
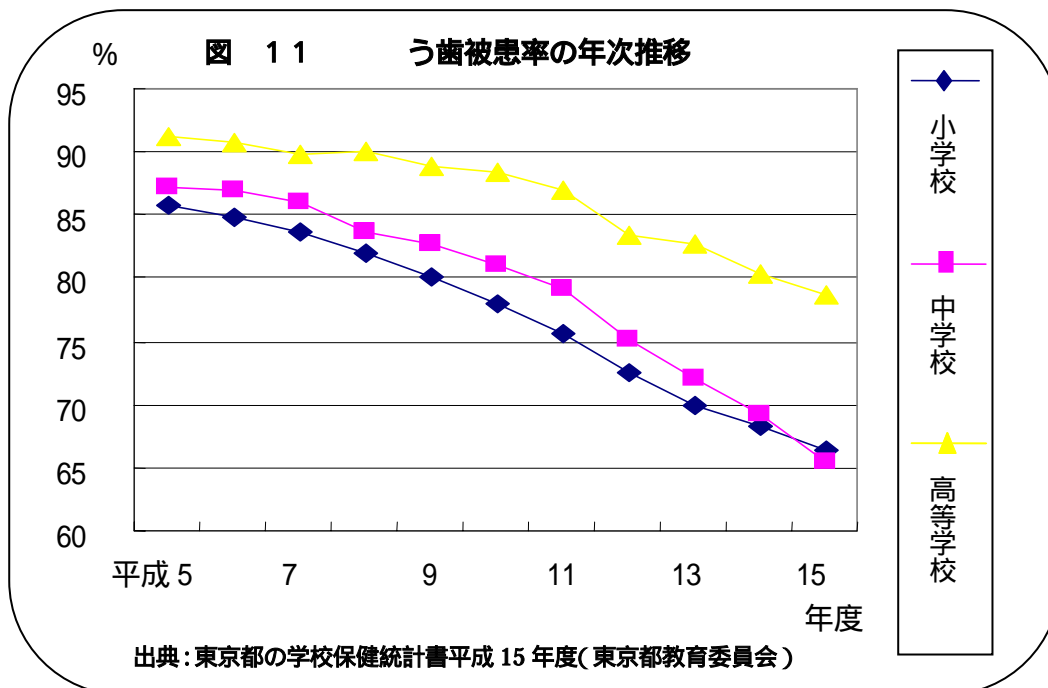


【現状と課題】

<現 状>

う蝕については、平成 15 年度のう蝕被患率は高等学校 78.8%で、年々減少傾向が続いているが、未処置歯のある者が高等学校において 35%程度である（図 11）。また、歯周疾患及び歯周疾患要観察者の割合は学年が進むにつれて増加している（図 12）。

さらに、身体と身体が激しくぶつかりあうコンタクトスポーツによる歯牙の損傷が多い時期でもある（平成 14 年度障害・死亡見舞金の状況のうち、高等学校は歯牙障害が 42.5%を占める。）



< 課 題 >

生涯にわたり歯・口の健康を維持し、豊かな食生活や社会生活を営むには、歯周病の初期段階である歯肉炎の初発するこの時期からの予防を徹底することが必要である。

また、スポーツ外傷防止のため、マウスガード²⁷を教材とした児童・生徒の安全意識の向上を図るような指導が求められる。

障害のある児童・生徒の中には、基礎疾患や障害により、歯列不正や形成不全、食べる機能の障害などがみられる場合があり、適切な食事指導が大切である。

【取組の方向性】

健康な歯・口は、生涯にわたる健康づくりの基盤であり、QOL（生活の質）の向上や日常生活行動の活性化につながるものである。歯・口の健康づくりを通じた生活習慣の改善が心身の健康にもつながることから、健康づくりの入り口として歯・口の健康に関する正しい情報を提供し、児童・生徒が自分で考え行動できるよう支援していく。

また、児童・生徒の口腔機能にあわせた、個別指導を行っていく。

【東京都教育委員会の取組】

（１）啓発資料、指導資料の作成

都立学校における歯・口の健康づくりに関する指導の充実及び家庭への啓発を図るため、資料の作成、配布を行っていく。

（２）歯・口の健康づくり研修会の実施

都立盲・ろう・養護学校における歯・口の健康づくりの方向性を示すとともに、情報提供の場として活用し、学校歯科医の活動を含め各学校における歯科保健指導や保健教育の取組のレベルアップを図っていく。さらに、地域の保健関係機関等との共通理解を図り、緊密な連携を構築していく。

（３）摂食指導研修会の実施

都立盲・ろう・養護学校における摂食指導を充実し、児童・生徒の口腔機能の向

²⁷ マウスガード

スポーツによって生ずる歯やその周囲組織の外傷発生やダメージを軽減するために口腔内に装着する弾力性のある装置

上を図るとともに、安全でおいしい食事を提供するために、教職員及び学校歯科医を対象とした研修会を実施していく。

【都立学校の取組】

(1) 歯・口の健康づくり推進校の取組

学校、家庭、学校歯科医及び地域関係機関などが連携協力し、盲・ろう・養護学校を対象に発達段階に応じた効果的な歯・口の健康づくりを実践していく。取組期間の最終年度には研究紀要などをまとめ、実践した取組について発表することにより、その取組を全都に広め、共有していく。

(2) 歯科衛生士による歯科保健指導の実施

学校と家庭の連携により障害のある児童・生徒の歯・口の健康づくりを推進するため、歯科衛生士による保護者及び教職員向けの歯科講習会や口腔清掃指導等を実施していく。

参考事例

< 生徒保健委員会活動における歯・口の健康づくりの取組（都立足立工業高等学校） >

足立保健所竹の塚保健総合センターとの連携により、歯・口の健康づくりをテーマとして健康教育に取り組んだ。リーダーの育成として保健委員と生徒会役員を対象に、歯と歯肉の健康に関心を持ちセルフケアができるようにすることを目的として、保健所の歯科衛生士が講師となり、口の中の自己観察を中心とした体験学習を行った。さらに生徒会が主体となり、全校生徒を対象に学校歯科医の歯科についての講話と歯・口に関する × クイズを実施した。

これらの取組は、生徒が歯・口の健康を自分の問題として考える良い機会となり、さらに歯・口の健康から自分の生活習慣を見直すきっかけにもなった。

< 保健所・家庭と連携して実践している個に応じた歯・口の健康教育プログラムの取組（都立中野養護学校） >

中野区の保健福祉センターの歯科衛生士と養護教諭が協力して、歯科疾患予防と口腔機能の発達の両面からアプローチすることで個に応じた歯・口の健康教育プログラムを作成し、実践している。

特に、日常生活習慣として取り組むことができるよう、家庭と連携した個別のプログラムや生徒の発達段階に応じた体験型の指導計画を作成している。

例えば、小・中学部の唇の力が弱い児童・生徒には口の周囲の筋力を高めるようなプログラムを考え保護者とともに挑戦してもらうなど、舌、あご、頬など口腔機能を高めていくようなプログラムを実践している。また、高等部においては細菌検査のキットや位相差顕微鏡を利用するなど、視覚的教材を中心とした体験型プログラムを提供し、継続実施している。

その結果、軟らかいものしか食べられなかった子どもがいろいろな種類の食べ物が食べられるようになったり、頬の過敏を取り除くことによって歯みがきを嫌がらなくなった。さらに、歯みがきの大切さを体験型学習により理解することができ、歯科医院への通院も嫌がらなくなるなど健康教育の効果が上がっている。

6 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

【東京都教育委員会の取組】

【都立学校の取組】

<p>6 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進</p>	<p>(1) 喫煙防止リーフレットのホームページへの掲載(新) (2) 薬物乱用防止教育支援体制の整備(新) (3) 薬物乱用防止教室等実施状況調査の実施 (4) 青少年健康危険行動調査の実施(新)</p>	<p>(1) 外部講師を活用した薬物乱用防止教室の実施 (2) 警視庁と連携したセーフティ教室の実施(新) (3) 都立学校敷地内全面禁煙の実施(新) (4) 警察と学校との相互連絡制度の活用 (5) 保護者への理解の推進</p>
----------------------------	--	---

【現状と課題】

<現 状>

未成年者は、心と体の成長・発達過程にある。未成年でたばこを吸い始めた人は大人になってから吸い始めた人よりも肺がん等の疾病に罹患しやすいことや飲酒により急性アルコール中毒になりやすいなど、喫煙・飲酒が体に悪影響を及ぼすことが医学的に明らかになってきている。

○喫 煙

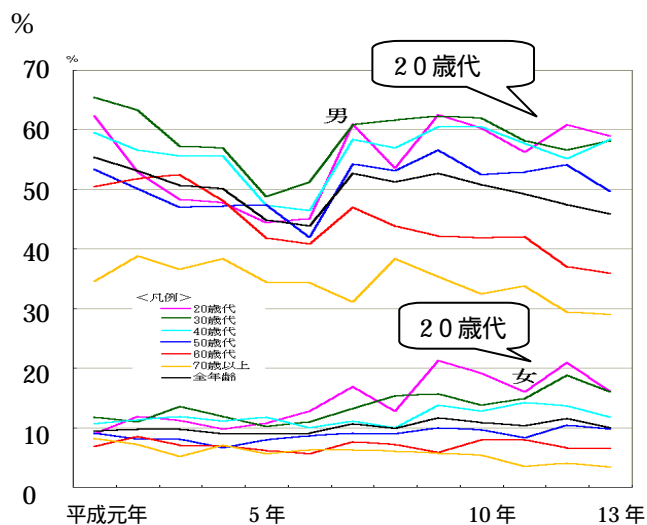
喫煙が健康に及ぼす影響が、医学的に認められるようになり、世界各国で喫煙対策が進んできている。日本においては「たばこ行動計画²⁸」(平成7年 厚生省)に基づいた施策や学校教育で喫煙防止に関する取組を位置付けるなど様々な対策を講じている。

しかし、日本人男性の喫煙率は減少傾向にあるものの、依然として先進国の中では高い喫煙率を示している。また、女性においては世界と比較して喫煙率は低いですが、特に20代での増加は著しく、この10年余りで倍増している(図13)。

²⁸ たばこ行動計画

平成7年に当時の厚生省から発表された。未成年者の喫煙防止の徹底(防煙)、非喫煙者に対する受動喫煙の影響を排除し減少させるための環境づくり(分煙)、禁煙志望者に対する禁煙のサポートと喫煙継続者の節度ある喫煙(禁煙、節煙)という3本柱から成っている。

図 13 喫煙習慣者の年次推移（性・年齢別）

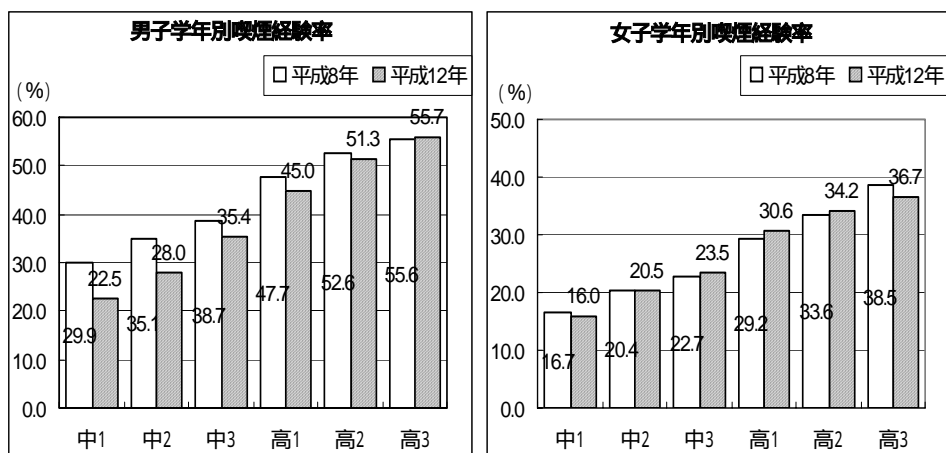


出典：厚生省国民栄養調査 平成13年

未成年者の喫煙経験率は、男女とも学年が上がるにつれて増加しており、男子は高校2年生では過半数に達している。女子は高校1年生で30%を超える（図14）

また、毎日喫煙する者の割合は、男子は高校3年生で25.9%、女子で8.2%となっている。

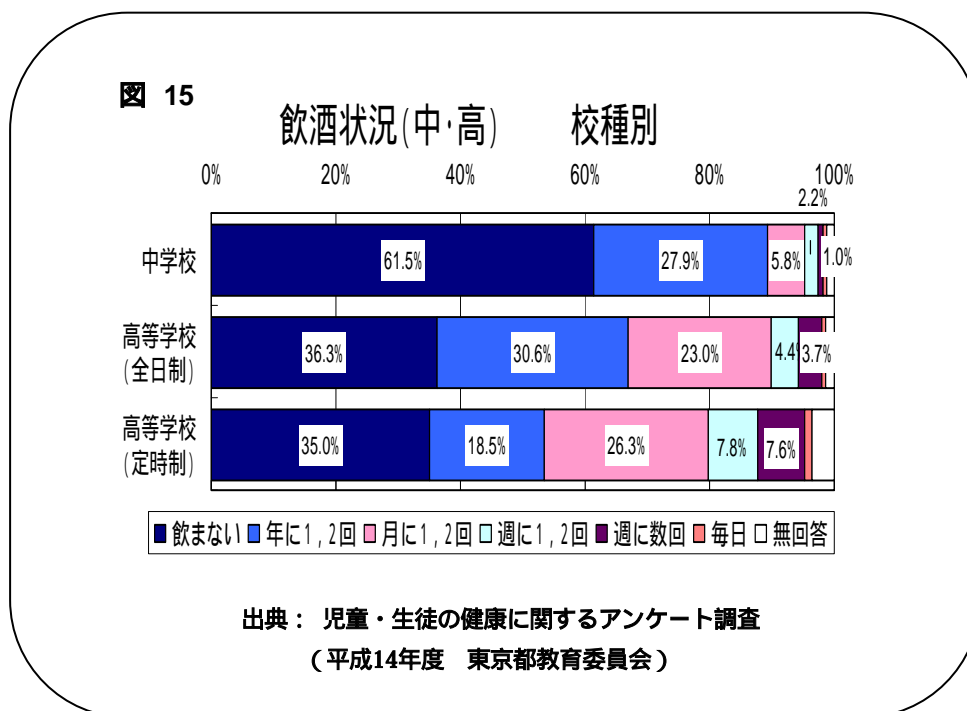
図 14 学年別喫煙経験者率



出典：「未成年者の喫煙行動に関する全国調査報告書」平成12年 国立公衆衛生院

○飲 酒

児童・生徒の健康に関するアンケート調査(平成 15 年 1 月)によると、月に 1 回以上の頻度で飲酒する未成年者の割合は、中学校で 9.0%、高校生(全日制)で 31.8% となっている(図 15)。



○薬物乱用

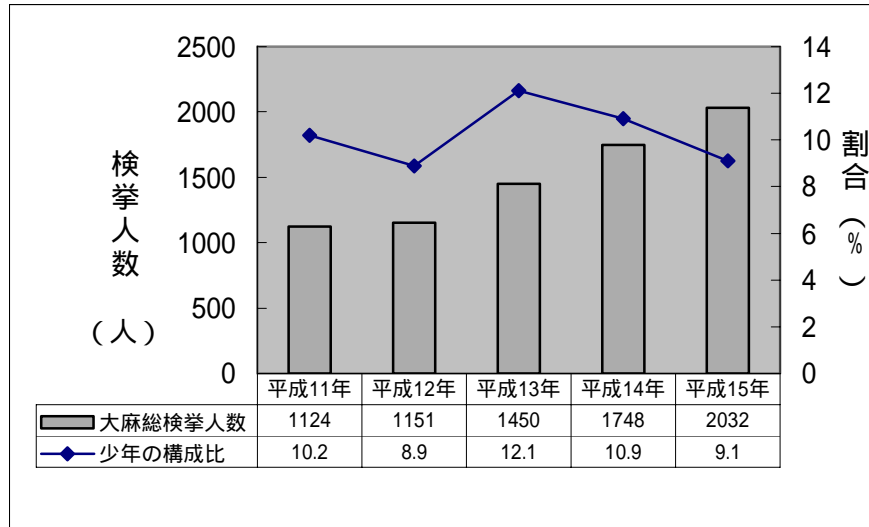
覚せい剤等の薬物が身近な場所で安価で手に入りやすくなり、「ダイエットに効果がある」といった誤った考えやファッション感覚での使用、友人からの誘いに断りきれないなど、薬物を始めるきっかけは様々である。

警察庁の調べでは少年(14歳以上20歳未満)の大麻事犯の検挙人員は、平成15年に2,032人と平成11年の1,124人から増加し続けており、大麻事犯検挙人員の約1割を少年が占めている(図16)。

少年のシンナー、有機溶剤吸引等の検挙人員は、減少が見られたが、平成15年は2,900人と前年よりも増加している。

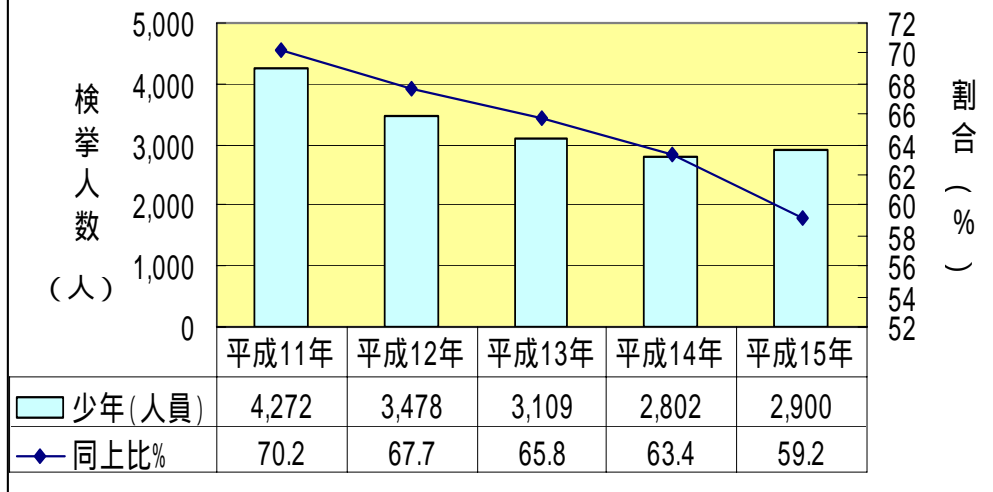
また、総検挙・補導人員の59.2%を少年が占めており、依然としてシンナー等有機溶剤が少年を中心に乱用されている状況がうかがえる(図17)。

図 16 大麻事犯による少年の検挙人員の推移



出典：平成16年警察白書（警察庁）

図 17 少年のシンナー、有機溶剤吸引等検挙人員の推移



出典：平成15年中における薬物情勢（警察庁）

< 課 題 >

未成年者の喫煙・飲酒は、法律で禁止されているが、未成年の喫煙経験率や飲酒率は年齢が上がることに増加している。

また、法律で規制されている覚せい剤・大麻・合成麻薬である MDMA²⁹などの薬物乱用が少年や20歳代の若年層でも懸念されている。

そのため、生徒一人一人が喫煙・飲酒、覚せい剤などの乱用薬物に関する正しい知識をもち、自ら考え誘惑に負けない行動力を身に付けていくことが大切である。

【取組の方向性】

喫煙・飲酒、覚せい剤などの乱用薬物は、青少年にとって身近な問題であるにもかかわらず、無関心・無警戒であるため、正しい知識をもち、自ら考え誘惑に負けない行動力を身に付けさせることが重要である。同時に、保護者や地域が協力し合って次世代を担う若者を守っていくという社会や体制づくりを促進する。

【東京都教育委員会の取組】

(1) 喫煙防止リーフレットのホームページへの掲載（新規）

平成15年5月の健康増進法の施行を踏まえ、受動喫煙防止の徹底及び喫煙防止教育の推進を図るため、小学生・中学生・高校生向けに喫煙防止リーフレットを作成し、ホームページに掲載していく。

(2) 薬物乱用防止教育支援体制の整備（文部科学省委託事業、新規）

東京都教育委員会が中心となり、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進するために、薬物乱用防止教育推進委員会を設置する。本推進委員会では、学校内外の専門家の協力を得ながら、児童・生徒の薬物に対する意識調査を実施するとともに、学校における薬物乱用防止に関する指導に対する支援体制の在り方について調査研究を行っていく。

また、リーフレットを作成するなど薬物乱用防止に関する指導を充実していく。

(3) 薬物乱用防止教室等実施状況調査の実施

毎年、薬物乱用防止教室等の実施状況を調査し、すべての学校において薬物乱用防止のための取組が充実するように働きかけていく。

²⁹ MDMA

化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン(3,4-Methylene-dioxymethamphetamine)」の略名。覚せい剤と似た化学構造を有する薬物で、けしやコカなどの植物からではなく、他の科学薬品から合成された麻薬の一種であり、「麻薬及び向精神薬取締法」の規制の対象となっている。別名エクスタシーとも呼ばれ、白色結晶性の粉末。

(4) 青少年健康危険行動調査の実施(新規)

喫煙・飲酒、薬物乱用及び性行動等、都立高校生の健康に関連する危険行動の実態を把握し、健康づくりの取組に役立てるため、青少年健康危険行動調査を実施する。その調査結果のデータの分析結果に基づき、都立学校における健康づくり推進計画の後期計画を策定していく。

このような調査は、プライバシー等を考慮し、より正確なデータの分析を要するため、調査研究に実績のある大学の研究室に委託する。

【都立学校の取組】

(1) 外部講師を活用した薬物乱用防止教室の実施

学校教育の一環として、教員が薬物乱用防止に関する指導を行うことは基本であるが、学校医、学校薬剤師と連携したり、地域保健関係機関の協力を得て、効果的に指導するなど、外部講師の活用を積極的に推進していく。

(2) 警視庁と連携したセーフティ教室の実施(新規)

都立中学校及び高等学校において、児童・生徒の健全育成の充実に図るとともに、保護者や都民の参加のもと、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推進をしていく。すべての都立中学校および高等学校での実施を目指し、平成16年度から開催していく。

(3) 都立学校敷地内全面禁煙の実施(新規)

健康増進法(平成15年5月施行)や職場における喫煙対策のためのガイドライン(平成15年5月厚生労働省通知)などに基づく受動喫煙防止の観点により、平成17年度から都立学校の敷地内において全面禁煙を実施していく。

(4) 警察と学校との相互連絡制度の活用

青少年の非行問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、警察と学校がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化し、児童・生徒の健全育成を効果的に推進する。

(5) 保護者への理解の推進

家庭においても、子どもの喫煙、飲酒による健康への影響について、正しい知識をもつとともに、薬物乱用の実態や恐ろしさについて、保護者への理解を深めていく。

【関係部局等の取組】

(1) 薬物乱用防止高校生会議の実施（福祉保健局）

高校生による体験学習や討議を通して、同世代に向けたメッセージをまとめ、その成果を発表するとともに、高校生向けのリーフレットとして活用していく。

(2) 青少年薬物乱用防止講習会の実施（福祉保健局）

薬物乱用の低年齢化が問題となっている現在、児童・生徒に対し薬物乱用防止を普及啓発することを目的として、東京都薬剤師会と連携を図り、薬物乱用防止講習会を実施していく。

重点プラン 11 薬物乱用防止教育の推進

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
薬物乱用防止教育推進委員会の設置	設 置	→		平成 16 年度～18 年度に実施する薬物乱用防止教育支援体制整備事業を踏まえた薬物乱用防止教育の充実
リーフレットの作成	都立高校生への全校配布			
児童・生徒の薬物に対する意識調査の実施		実 施		

重点プラン 12 青少年健康危険行動調査の実施

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
青少年健康危険行動調査の実施		調査分析	対応案の検討・試行	後期計画へ反映

参考事例

< 警察署との連携による薬物乱用防止教育の取組（都立練馬工業高等学校） >

毎年文化祭の閉会式の後に、全校生徒を対象に実施している。練馬警察署との連携により、ビデオと生活安全課の署員による講話を行っている。講話については身近に手に入りやすい薬物や高校生が関係する事例をまじえ、生徒に危機感を持たせている。

最近では学校内で薬物販売や高校生の薬物に関する事件が多発しているが、本校生徒には防止教育の成果が現れていると考えられる。

<東京都福祉保健局の派遣事業による薬物乱用防止教室の取組（都立豊多摩高等学校）>

東京都福祉保健局健康安全室薬務課の派遣事業により、杉並区薬剤師会から薬剤師を派遣され、1、2年生を対象に薬物乱用防止教室を実施した。薬物の模型、ビデオ、リーフレットを活用して、若者の間に薬物が浸透している状況や薬物被害の恐ろしさについての指導を行った。

生徒は、外部の専門家の講話に興味深く聞いていた。また、終了後は乱用されている薬物や身近な薬物について質問が多く寄せられた。

7 安全・事故防止教育の推進

【東京都教育委員会の取組】

【都立学校の取組】

7 安全・事故防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通安全教育指導事例集の作成 (2) 交通事故防止のためのパンフレットの作成 (3) 交通安全教育研究協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察と連携した交通安全教育の実施 (2) 消防と連携した安全教育の実施 (3) 生徒に対する心肺蘇生法実技講習会の実施
----------------	---	---

【現状と課題】

児童・生徒の交通事故の発生数は、減少の傾向にあるものの依然として多くの交通事故が発生している。特に、高校生においては、登下校時における自転車による事故が多く、原動機付自転車及び自動二輪車の事故で死亡する事例も報告されている。

児童・生徒に交通事故の現状を知らせ、交通事故を防止するための必要な資質と責任を身に付けることができる教育を実施する。とりわけ、児童・生徒が交通法規を遵守し、自主的に安全な行動ができるよう、具体的な交通安全の指導をより一層充実する必要がある。

また、命を大切に作る心を育てるため、救命講習についても、実技として体験していくことが必要である。

【取組の方向性】

児童・生徒が不慮の事故を起こさないよう、また自他の生命を尊重し、的確な判断の下に安全に行動できる能力を育成していく。

さらに、生徒に対する心肺蘇生法実技講習を実施していくため、指導者の育成について検討していく。

【東京都教育委員会の取組】

(1) 交通安全教育指導事例集の作成

各都立高等学校が今後の交通事故防止に生かしていくことを目的として、指導事例集を作成し、活用を図っていく。

(2) 交通事故防止のためのパンフレットの作成

児童・生徒の交通安全意識を高めるため、春・秋の交通安全運動の実施に合わせて児童・生徒用パンフレットを作成していく。

(3) 交通安全教育研究協議会の開催

都立学校等の教員を対象に、交通安全に関する内容について研究・協議を行う交通安全教育研究協議会を開催し、学校における指導内容・方法等の改善・充実を図っていく。

【都立学校の取組】

(1) 警察と連携した交通安全教育の実施

管轄の警察署と連携し、児童・生徒に対し交通講話を行っていく。

また、登校時の交通指導等を実施していく。

(2) 消防と連携した安全教育の実施

管轄の消防署やPTA、地域と連携し、児童・生徒に対し救命講習を行っていく。

(3) 生徒に対する心肺蘇生法実技講習会の実施

生徒自身の安全に対する意識を高めるために、生徒を対象とした心肺蘇生法実技講習会を実施していく。

【関係部局の取組】

(1) 「命の尊さ講座」の実施（東京消防庁）

「心の東京革命」の一環として、「中・高生に命の尊さを伝えるメッセージの発信」事業を推進し、平成15年度においては、都立高等学校183校、13,329名に対して、救急救命士等の消防職員が人命救助等の貴重な体験を生徒に伝え「命の尊さ」や「助け合う気持ちの大切さ」を伝えている。

また、命の尊さ講座と併せて、救命講習も実施していく。

参考事例

< 玉川警察署と連携した薬物乱用防止教室、交通安全教室の取組（都立深沢高等学校） >

毎年度1年生及び教職員を対象として、玉川警察署生活安全課・世田谷少年センターから講師を招き、ビデオ視聴及び講話形式で薬物乱用防止教育を実施している。

また、平成15年度はセーフティ教室とドッキングさせ、近隣の小中学校の教職員やPTA、近隣の都立高校の生活指導主任を招き、研究協議を行った。

平成16年度からは警察のスクールサポーターが月1回来校し、本校及び学校の周辺における青少年の動向についての情報交換、指導助言等を行い、密に連携を図っている。

さらに、1年生については、薬物乱用防止教室と交通安全教室を両方受講できるような工夫をしている。

パネルディスカッション形式で実施した平成16年度セーフティ教室では、新たに玉川警察署に配置されたスクールサポーターにパネラーを依頼し、生徒や保護者に紹介した。この取組は夏季休業期間直前の実施であったため、休業期間中に生徒が大きなトラブルに巻き込まれるということもなかった。

薬物乱用防止教室では、講師が自分の経験を交えて、薬物の見本を見せるなどの工夫をするとともに、生徒とやり取りしながら薬物の恐ろしさを理解させていたため、活発な質問が出されるなど、生徒は関心をもって講義を受けていた。

以上のような取組により、生徒に対して、継続的に安全で健康な生活を送るための意識啓発を行い、一定の成果を収めつつある。

< 阪神・淡路大震災を契機に、体育の授業の一環として普通救命講習会を実施（都立晴海総合高校） >

都立晴海総合高校では、開校以来毎年、阪神・淡路大震災等を教訓に、保健体育授業の一環として、1年生全員に普通救命講習を受講させている。これは、自分や周囲の人々の生命を守るという意識を育成させるものである。

毎年、11月から12月にかけて、2時間続き体育実技授業2コマ（4時間）をこの講習にあてている。はじめの2時間は救命講習の意義などの講義と理論を中心に行い、後半の4時間は実技と試験を中心に実施している。

実技は、8人～10人のグループで10班を作り東京消防庁臨港消防署救急隊員及び東京救急協会の指導のもと、何度も練習するうちに次第に上達し合格点がとれる。

実習では、必死になって心肺蘇生法を覚えようとする姿が見られ、講習を通じて生徒たちが「生命の大切さ」や「命の尊さ」を学ぶことができるようになった。中には、上級救命講習の受講を希望する者や総合学科の履修科目である課題研究のテーマとして取り上げた生徒もいて、とても良い動機付けになっている。

8 子育て理解教育の推進

【東京都教育委員会の取組】

【都立学校の取組】

8 子育て理解教育の推進	(1) 子育て理解教育検討委員会の設置(新) (2) 子育て理解教育の手引・事例集の作成(新)	(1) 子育て理解教育の推進(新) (2) 保育体験学習の推進
--------------	--	------------------------------------

【現状と課題】

<現 状>

東京都では少子化が進行しており、次代の社会を担う子どもが健やかに育つための環境づくりが急務となっている。核家族化や都市化が進行し、地域や家庭においては子育ての経験や知識の伝承が困難になっている。平成12年4月の中央教育審議会報告「少子化と教育について」において、子育ての大切さ、親の役割、更には社会の一員としての近隣の子どもとのかかわり方等について考えさせる「子育て理解教育」という視点をもって、教育活動の展開を図ることの必要性が提言された。「特に将来の親として必要な基礎・基本を習得できるよう、子育ての意義や在り方、家庭をもつことの重要性について理解を深められるようにすることが重要である。」とも記されている。

健康づくりにおいても、健康的な生活習慣の確立や家族の健康管理についての知識や経験が、家庭の中で十分に継承されているとは言えない。高校生は、近い将来親となる年代であり、そのためにも子どもの健康管理や家庭教育を進めていかなければならない。そこで、親になるための準備として、子どもとふれあい、命の大切さや親としての責任の重さを実感することにより、自分自身の生き方を考える契機とすることが必要である。

<課 題>

高校の家庭科において保育体験学習が取り入れられているが、家庭科教諭が受け入れ先を探すに当たり、児童福祉施設等の理解が得られない場合もあり、苦慮している。学校として地域の情報を把握し、組織的・計画的に実施していく必要がある。

また、保育体験学習をボランティア活動の一部として単位認定していくことが求められている。

【取組の方向性】

子育て理解教育の普及啓発を図り、地域の子育て支援機関の理解と協力を求め、平成16年4月に策定された東京都教育ビジョン³⁰に基づき、家庭科を中心に行われている保育体験学習の一層の充実を図っていく。

【東京都教育委員会の取組】

(1) 子育て理解教育検討委員会の設置（新規）

家庭科を中心とした教科などにおいて子育て理解教育を推進するための検討委員会を設置し、検討を進めていく。

(2) 子育て理解教育の手引・事例集の作成（新規）

都立高等学校における子育て理解教育の実施状況について、実態調査を実施し、実施上の課題などについて、手引を作成するとともに、実践校の取組事例をまとめ、各学校や関係機関に配布していく。

【都立学校の取組】

(1) 子育て理解教育の推進（新規）

家庭科を中心とした教科や総合的な学習の時間などにおいて、家庭観の育成や親の役割を考えさせる課題学習を取り入れていく。

(2) 保育体験学習の推進

高等学校における保育体験学習を関係機関との連携により、組織的に実施していく。

事前学習として保育園の園長や地域の助産師などの外部講師による保健学習を取り入れたり、事後学習として体験発表会を行い、関連教科と連携した年間指導計画の作成をしていく。

また、乳幼児とのふれあいを通して、生活習慣や食習慣の必要性を実感し、自分の健康や家族の健康に関心をもつことにつなげていく。

³⁰ 東京都教育ビジョン

21世紀を担う子どもたちの育成という目標のもとに、目指す人間像、家庭・学校・地域・社会に期待される役割を明らかにした。その上で、子どもたちの教育をめぐる課題がどこにあるのかを明確にし、中・長期的な展望に立って課題解決のために必要な取組の方向と提言を示したもの。（平成16年4月）

重点プラン 13 子育て理解教育の推進

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
子育て理解教育の推進		実態調査	・検討委員会の設置 ・手引、事例集の作成	取組の推進
保育体験学習	取組の推進			

参考事例

< 家庭科・家庭クラブでの幼稚園保育体験活動の取組（都立竹早高等学校） >

地元幼稚園の協力を得て、生徒が保育体験をする。幼児と一緒に遊ぶ中で、幼児の発達特性や心の動き等を観察し、レポートにまとめる。

また、ボランティアとして、幼稚園の運動会の運営進行の手伝いをしている。

生徒は、幼児の発達段階における特性や仲間とのかかわり方に個性があることや、幼児を伸ばすためには「遊ぶ環境」をいかに設定するか、大人がどのようにかわればよいか等について学ぶことができた。

< 生徒が主体的に幼児に触れ合う保育体験学習の取組（都立町田高等学校） >

家庭科の授業で学習した知識と技術を生かし、生徒が主体的に地域の幼児と触れ合う保育体験学習を行うため、高校生による子ども会活動を行っている。

夏季休業中の3日間を設定し、地域の幼稚園や保育所を通じて案内を通知し、60名程度の幼児が参加している。事前学習・準備として、安全で発達段階に合ったおもちゃや遊びをグループごとに研究し、準備を行う。幼児全員が楽しめるように生徒たちが検討を重ね、自主的に運営を行っている。

幼児と触れ合うことにより、心身の特徴について知ることができ、頼りにされることで責任感と自信をもつことができるようになった。

また、学年を超えたグループを編成することにより、生徒の自主性の向上にもつながっている。さらに、子ども会に参加する幼児の保護者や地域の方々に高校に対する理解を深める機会になり、開かれた学校づくりが行われている。